

港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例

本案は、シティハイツ桂坂駐車場の駐車区画数を変更するものです。

【条例改正の背景】

シティハイツ桂坂に整備した住宅駐車場は、使用されていない駐車区画が多く、使用率の低い状況が続いていることから、使用されていない一部の駐車区画について、入居者の利便性向上や地域貢献の観点から活用を図るため、カーシェアリングを導入します。カーシェアリングの導入に当たって、必要な駐車区画を住宅駐車場から除くため、条例を改正します。

【条例の内容】

シティハイツ桂坂駐車場の駐車区画数を変更します。

47区画 → 39区画

【施行期日】

公布の日